

岩手県監査委員告示第19号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等看護学院
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年10月30日から同年11月29日まで
 - （2） 本監査実施日 令和6年12月23日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年2月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが14件、118,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった納期限について、会計規則に定められている内容（送付の日から15日以内）の遵守を所属内で共有した。 今後は、調定の起票時に発送日を明示しておき、複数の職員で確認することとし、再発防止に努める。